

28 当事者自治(1)——預金契約

最高裁昭和53年4月20日第一小法廷判決

(昭和50年(4)第347号転付債権請求事件)

(民集32巻3号616頁, 判時890号83頁, 判タ364号183頁)

〈事実の概要〉

日本在住の華僑である訴外Aは、代表取締役を務める香港所在の訴外B会社がタイ国法により設立されたY銀行(被告・控訴人・上诉人)香港支店と当座貸越契約を結ぶに当たり、Yの求めに応じて、同契約による債務44万香港ドルを担保するために、Y東京支店と定期預金契約を締結し、その英文定期預金証書裏面の元利金受領署名欄に日付空白のまま署名して、Y香港支店に交付した。

その後、Bが弁済期を過ぎても上記当座貸越債務を弁済しないので、Y香港支店は東京支店に対して、同債務を清算するために、上記定期預金証書を送付したうえ、これを解約して香港支店に振替支払するよう昭和40年12月20日到着の書面をもって依頼した。しかし、東京支店は、外為法上の問題を考慮し、結局、定期預金の解約等の措置を執らなかつた。

他方、X₁(原告・被控訴人・被上诉人)は、Aに対し320万円を貸し付けたが、その弁済について紛争が生じ、昭和40年12月22日に和解が成立したものの、Aが和解に定める支払をしなかつたため、X₁は和解調書を債務名義としてAがY東京支店に有する定期預金債権につき転付命令を得、その正本は昭和41年2月9日までにY東京支店に送達された。X₁およびX₂から上記転付債権の一部を譲り受けたX₂(原告・被控訴人・被上诉人)がYに対して上記定期預金債権等の支払を求めたのが本件である。

1審(東京地判昭和47・4・15判時683号111頁)、原審(東京高判昭和49・12・19判タ324号214頁)いずれもX₁・X₂が勝訴したが、Y上告。本件定期預金債権の準拠法については、1審、原審いずれも、本件契約は、東京でY東京支店と当時日本に居住していたAとの間で「円」を対象として締結されたものであり、しかも、Y東京支店が日本国内において定型的・画一的に行っている附合契約であるという理由から、特段の事情のない限りその営業所の所在地法である日本法によるべき黙示の意思があったと推定したのに対して、Yは、本件定期預金契約は、BとY香港支店間の当座貸越取引の前提をなすものであり、両者は直接関連・結合する関係にあるとして、むしろ香港法によるべき黙示の意思があったと主張した。

〈判旨〉

上告棄却。

「本件債権質には客体である本件定期預金契約上の債権の準拠法が適用されることとなるが、その準拠法を決定するには、まず法例7条1項(法適用通則法7条)に従い当事者の意思によるべきところ、原審の確定したところによれば、当事者の明示の意思表示を認めることはできないが、Y(本店所在地タイ国)東京支店は、当時日本に居住していた華僑のAと円を対象

とする本件定期預金契約をし、同預金契約は、Y東京支店が日本国内において行う一般の銀行取引と同様、定型的画一的に行われる附合契約の性質を有するものであるというのであり、この事実に加えて、外国銀行がわが国内に支店等を設けて営業を営む場合に主務大臣の免許を受けるべきこと、免許を受けた営業所は銀行とみなされること(銀行法32条)等を参酌すると、当事者は本件定期預金契約上の債権に関する準拠法としてY東京支店の所在地法である日本法を黙示的に指定したものと解すべきである。したがって、右と同旨の認定判断のもとに、本件定期預金契約が訴外会社のY香港支店に対する当座貸越債務を担保するため締結されたということは、本件定期預金契約をするに至った縁由たる事情にすぎず、これによりその準拠法を香港法とする旨の黙示の意思表示がされたものとは認められないとした原審の判断は、正当として是認することができる。」

〈解説〉

本件では、本件定期預金債権に設定された「債権質」の準拠法の問題が主要な争点となっているが、その点については本書26事件の解説に譲り、ここでは、判旨を参照しつつ、契約準拠法の決定をめぐる問題一般について解説することにする。

1 当事者自治の原則

今日、契約の準拠法に関しては、諸国の立法、判例および学説上、その決定を当事者の意思に委ねるという立場が広く採用されている。すなわち、契約準拠法を契約締結地や履行地のような客観的連結点によって一律的・定型的に決定する(客観主義、非意思主義)のではなく、準拠法の決定自体を当事者に委ねるものであり、このような立場は、当事者自治の原則(Prinzip der Parteiautonomie)あるいは契約準拠法の決定に関する主観主義(意思主義)と呼ばれている。わが法例7条1項も、「当事者ノ意思」に従い準拠法を定めると規定し、当事者自治の原則によることを明らかにしているが、この点は法適用通則法の下においても変更はない(7条)。

このような当事者自治の原則の根拠としては、実質法上の契約自由の原則に対応するものとして、国際私法上も承認されるようになったという沿革的な理由とともに、多様な性質・内容をもつ契約一般に妥当する客観的な連結点を見出すことが困難であること、当事者の選択した法を適用することが、準拠法に関する当事者の予測可能性を保証し、取引の安全にかなうことなどが挙げられる(溜池良夫『国際私法講義(第3版)』[2005]351頁, 山田鏡一『国際私法(第3版)』[2004]316頁)。とくに、この原則が、近代国際私法の基礎とされる「最も密接な関係」の基準による準拠法の決定ではなく、準拠法の決定に関する当事者の期待や予測可能性、国際取引の円滑な遂行に主たる根拠を置いてい

る点は、この原則の意義を考える上で重要である。

ところで、当事者自治の原則に対しては、これを任意法の領域に限るとか(質的制限)、当事者の選択可能な法秩序の範囲を限定するか(量的制限)、法律回避に当たるような場合にはこれを排除するなどの制限論が主張されたが、今日では、いずれも支持されていない(溜池・前掲355頁、山田・前掲318頁)。これらの制限論は、契約と密接な関係をもつ法秩序を前提としている点で、客観主義の発想に立つものであり、当事者自治の原則にとっては、外在的な観点からの制限論といえる。これに対して、いわば内在的な視点から、当事者自治の原則の妥当性を問題にするものとして、本件のような附合契約について当事者自治を制限する見解がある。すなわち、附合契約は、経済的に優位な地位にある一方当事者のみが事実上その内容の決定権を有する特殊な契約であり、当事者の合意を擬制することは虚構であるとして、当事者自治の原則の妥当性を否定するものである(久保岩太郎『国際私法』[1954] 164頁)。しかし、実質法上も附合契約について契約自由が原則的に認められているように、国際私法上も附合契約であるという理由だけで当事者による準拠法の指定を否定する理由はないとするのが通説・判例の立場である(山田・前掲320頁)。本判決も、定期預金契約について、法例7条が適用される旨を明言しており、法適用通則法の下でもこの解釈は妥当するものと思われる。

2 黙示の準拠法指定

法例7条1項が定める「当事者ノ意思」は必ずしも明示的に表示される必要はなく、黙示的な準拠法の指定も許されるという点については、判例・学説上もほぼ異論がない(溜池・前掲367頁、山田・前掲326頁)。議論があるのは、「黙示の指定」の意味および具体的な指定の方法についてである。多数の見解は、当事者が明示的に準拠法を指定していない場合でも、契約の種類・内容・性質、契約の当事者、契約の目的物、裁判管轄や仲裁地の合意など、もろもろの主観的・客観的事情を考慮し、当事者の黙示の意思を合理的に探究すべきであるとする(折茂豊『国際私法各論[新版]』[1972] 130頁、溜池・前掲367頁、山田・前掲326頁)。また、最近では、黙示意思の探究を実質的には客観主義的アプローチと同様の機能を営むとみて、当事者の意思が明らかでないときにも積極的に黙示意思を探究し、解釈論として黙示意思の類型的な推定を行うことを主張する見解もある(松岡博『国際取引と国際私法』[1993] 231頁、川又良也・渉外判例百選〈第3版〉74頁など)。しかし、このような多数説の解釈に対しては、法例7条の立法趣旨および前述した当事者自治の原則の根拠から、1項の「当事者ノ意思」に客観的連結を持ち込むことは不当であり、「黙示の指定」は当事者の「現実の意思」がある場合に限定すべきであるとの見解が有力に主張されている(櫻田・後掲17頁、道垣内正人『ポイント国際私法各論』[2000] 230頁)。

一方、判例では、契約準拠法について当事者間に合意がない場合、当事者の意思が不明であるとして行為地法によったものが多いが、最近の判決では、当事者の黙示意思を探究して準拠法を決定する裁判例が増加している。しかし、それらの裁判例も、諸般の事情を考慮して、当事者の個別的な意思の探究を行っていると思われるもの(たとえば、東京地判平成9・10・1判タ979号144頁—本書32事件)がある一方で、本判決のように、類型的な意思の推定を加味したと思われるものも存在している(近時の判例の分析については、奥田・後掲695頁以下、櫻田・後掲18頁以下参照)。

このような議論の背景としては、当事者の意思が不明な場合の補充的な準拠法として画一的に行為地法の適用を定める法例7条2項に対する立法論的批判が存在しているが(契約地はしばしば偶然的な事情によって決まるばかりでなく、多種多様な契約に対して、その契約の種類や当事者など契約をめぐる諸事情を考慮することなしに、一律に行為地法によることは、当該法律関係と「最も密接な関係」に立つ法秩序の選択・適用という国際私法の理念に照らして問題があるとされる)、法例7条1項の解釈の中に客観主義的なアプローチを持ち込むことは、前述した当事者自治の原則の趣旨から考えて、妥当性を欠くものと思われる。たしかに、黙示的な「現実の意思」の認定と「意思の推定」の作業とを厳密に区別することは難しいが、準拠法の予測可能性の点からも、「黙示の指定」は当事者の主張・立証した事実をもとに裁判所が個別的に当事者の意思を推認するという範囲に限定されるべきであろう(櫻田・後掲17頁参照)。

ところで、法適用通則法の下でも「黙示の指定」が認められるか否かが問題となる。この点については、要綱中間試案において、「法律行為その他これに関する事情から一義的に明らかな」場合に限り「黙示の指定」を認めるという提案がなされたが(A案、結局この提案は採用されなかったために、法文上は明らかではない。しかし、法制審議会における議論によれば、A案を採用しなかったのは「黙示の指定」自体を否定する趣旨ではなく、むしろ上記のような限定に異論があったようである(補足説明142頁)。したがって、法適用通則法7条の下でも、「黙示の指定」は認められるものと思われる(神前慎『解説法の適用に関する通則法』[2006] 55頁)。もっとも、法例7条とは異なり、法適用通則法では、当事者による準拠法選択がない場合には最密接関係地法によるという客観的連結が採用されていることから(8条1項)、前述した従来の多数説のように「黙示の指定」の認定に当たって当事者の「現実の意思」を越えて「黙示の意思」を探究することは認めべきでないとして解される(概要52頁参照)。

3 本判決の意義

本判決は、最高裁判所が契約準拠法の決定につき「黙示の指定」を明確に認めた点で重要な意義を有する。もっとも、「黙示の指定」を認めるに当たって、当事者の現実の意思を探究したものが、定期預金契約という附合契約について類型的な意思の推定を行ったものかは、必ずしも明らかではない。香港における当座貸越契約との関連性に関するYの主張を否定している点などからみると、判決は、定型的な銀行取引であるという取引の特性を考慮しながらも、なお個別的な「黙示の意思」を探究したものとといえるのではなからうか。

(参考文献)

- 鳥居淳子「わが国の判例における涉外債権契約の準拠法の決定」名古屋大学法政論集35号7頁
 - 中野俊一郎「法例7条をめぐる解釈論の現状と立法論的課題」ジュリ1143号36頁
 - 奥田安弘「わが国の判例における契約準拠法の決定——契約類型毎の考察」北大法学論集45巻5号695頁
 - 櫻田嘉章「契約の準拠法」国際私法年報2号1頁
 - 中西康「契約に関する国際私法の現代化」ジュリ1292号25頁
- なお、本判決の評釈については、本書26事件の解説を参照

さの ひろし
佐野 寛

岡山大学教授

当事者自治(1)